

## 令和 7 年度 練馬区いじめ一掃プロジェクト 実施要項

練馬区教育委員会

## 1 目的

子供たちがいじめについて改めて考えることを通して、いじめを許さない心を持ち、明るく楽しい生活が送れるようにする。

## 2 主催

練馬区教育委員会 練馬区立幼稚園長会 練馬区立小学校長会 練馬区立中学校長会

## 3 実施事業

## (1) 「いじめ一掃取組月間」の設定

## ① 実施期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 11 月 28 日（金）

&lt; 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（令和 7 年度第 2 回）に実施する。 &gt;

## ② 実施内容

ア 児童会、生徒会等による児童・生徒が主体となったいじめ防止に関する取組を実施する。

イ いじめについての講話を全校集会等で実施する。

ウ 学校（園）だより等を通じて家庭や地域と連携し、幼児・児童・生徒の意識を高める。その際、『練馬区教育委員会「いじめ等対応支援チーム」からのお願い』の内容を踏まえ、学校の実情に応じた創意工夫を図る。

エ 生活アンケート（いじめに関わる実態アンケート含む）を活用し、いじめについての実態を把握する。

オ 授業等においていじめに関する指導を実施する。

カ 「いじめ防止研修資料」を活用するなど、いじめ防止等のための教職員の研修を実施する。

キ SNS 練馬区ルール等を活用した、インターネットを通じて行われるいじめ防止に向けた取組を実施する。

## (2) 「練馬区いじめ防止に係る作品（ポスター系または標語系）」の募集

## ① 周知方法

各校にて、別添『いじめ防止に係る作品（ポスター系または標語系）』の募集について」を印刷のうえ、児童生徒に配付する。

## ② 提出作品

各校の「いじめ防止実践計画書」に則り、いじめ防止の啓発につながるポスター系作品か標語系作品をどちらか作成、もしくは両方を作成した上で、各学年どちらか 1 点を提出する。

## ③ 提出方法

ア 小学校 1・2・3 年の部 3 点（各学年どちらか 1 点）

イ 小学校 4・5・6 年の部 3 点（各学年どちらか 1 点）

ウ 中 学 校 の 部 3 点（各学年どちらか 1 点）

各学校で提出作品を選考し、各学校で取りまとめの上、提出する。

④ 提出締め切り

各学校が教育委員会へ提出する締め切りは、令和7年12月1日(月)とする。

⑤ 提出先

通知文に記載された担当指導主事宛て交換便にて送付する。

⑥ 選考および表彰

ア 小学校1・2・3年の部 ポスター系および標語系 各 最優秀1点、優秀2点、入選3点

イ 小学校4・5・6年の部 ポスター系および標語系 各 最優秀1点、優秀2点、入選3点

ウ 中学校の部 ポスター系および標語系 各 最優秀1点、優秀2点、入選3点

各校から応募のあったポスター系または標語系の作品併せて教育指導課での第一次選考、いじめ防止に係る作品選考委員会による選考を経て、各部門の表彰者を決定する。

⑦ その他

- ・実施にあたっては、いじめの防止や抑制に対する作品の果たす役割や意味を確認し、作品を見る人の立場を考えた上で、言葉に込める思いや願いを学級で話し合うなど、全ての児童生徒が参加できるように配慮する。
- ・入賞作品を公表し、いじめ防止に向けた広報等に活用する。
- ・応募作品等は、各校で掲示するなどその活用に心がける。

(3) いじめ防止実践計画書の作成

① 実施計画内容

教育委員会が指定する「いじめ防止実践計画書」にて、「学校いじめ防止基本方針」に基づき取り組んだ、「未然防止に向けた、安心で、信頼された学校づくりに向けた取組」「幼児・児童・生徒が主体となるいじめ防止に関する取組」「素早く、丁寧で、組織的な早期発見および初期対応の推進に向けた教職員の取組」について年間計画を作成する。

② 実践計画書の提出期限

令和7年7月7日(月)

③ 提出先

C4th個人連絡にて通知文に記載された担当指導主事宛て送付する。

④ 表彰

○学校(園)奨励賞

「いじめ防止実践計画書」および「いじめ一掃取組月間」において顕著な成果を上げている幼稚園1校、小学校2校、中学校2校程度を学校(園)奨励賞として表彰する。表彰基準は、以下のとおりである。

- ・子供が主体となって実践したいじめ防止の取組において、顕著な成果を認められること

- ・ 早期発見・早期対応に向けた組織体制の構築に努めていること
- ・ 家庭や地域との協力体制の構築に努めていること
- ・ 取組に継続性が認められること

なお、学校（園）奨励賞を受賞した学校（園）は、その優れた取組を実践事例としてまとめ、「練馬区教育実践発表会」の中で行われる「いじめ防止実践事例発表会」で発表する。

（４）「いじめ防止実践事例発表会」（練馬区教育実践発表会の中で実施）の開催

① 開催日時

令和８年２月３日（火）午後（オンラインで実施）

② ねらい

これまでの「いじめ防止に係る作品」等の募集の実績を踏まえ、令和７年度内に実施された児童会・生徒会活動等の特別活動や、道徳の時間、行事等で実践されているいじめ防止に関する内容を発表し、いじめの未然防止およびいじめ改善の一助とする。

③ 内容

- ア 練馬区いじめ防止に係る作品（ポスター系または標語系）の表彰
- イ 学校（園）奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表

④ 発表の形式

- ア 練馬区いじめ防止に係る作品（ポスター系または標語系）の表彰  
最優秀作品に選出された児童生徒を全体の前で発表し表彰する。
- イ 学校（園）奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表  
それぞれの実践をプレゼンテーション形式等で発表する。

⑤ その他

入賞作品および実践事例を公表し、いじめ防止に向けた広報等に活用する。